

2 学生の修学等に係る合理的配慮に関する基本的考え方

(令和6年4月1日策定)

はじめに

この方針は、本学「沖縄県立芸術大学における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」（以下、「対応要領」という。）を踏まえ、学生の修学等に係る合理的配慮に関して、教員及び職員（非常勤職員を含む。以下、「教職員」という。）が適切に対応するための基本的な考え方を示すものである。

当方針に従い、当該学生の所属する学部・研究科のカリキュラムや学修内容に基づき、個別に合理的配慮の内容について検討することとする。

1. 学生の修学等に係る合理的配慮の基本的考え方

- ・障がいのある学生が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するものである。
- ・個別に必要とされるものである。
- ・大学が実施する必要かつ適当な変更及び調整である。
- ・大学の体制面、財政面において、均衡を失した又は過重の負担を課さないものである。
- ・教育の本質や授業目的・内容・評価基準などの変更などを伴わない範囲で行われるものである。

2. 対象とする学生の考え方

障がいのある学生の範囲は、「障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生」を対象とする。

3. 合理的配慮における支援の目標

本学における合理的配慮は、単に差別の解消や社会的障壁の除去を行うだけでなく、本方針が示す基本的考え方に基づき、本学が学位授与の方針（ディプロマポリシー）として掲げる学修成果を学生が習得できるように行われるものである。

また、障がいのある学生が以下の力を養成・獲得することを目標とする。

- (1) 学びと大学生活を自律的に創造できるようになる
 - ・課題解決や目標達成に向けて、必要な支援を自らが把握し、学内外の多様な支援や資源を活用しながら学びと大学生活をデザインできるようになること。
- (2) 自己の障がいを客観的に把握できるようになる
 - ・自己の障がいに基づく社会的障壁は何か、それを除去する方法には何が考えられるか、他者による支援や自身による工夫・調整があれば出来ることは何か、これらを通し、自己を客観的に理解できるようになること。
- (3) 主体的に自らを発信し、自分に合った支援や資源とつながることができるようになること

4. 実施体制

配慮内容については、別に定める学生担当副学長を統括責任者とした合理的配慮検討会議を設置し審議・決定する。また、入学志願者に対しては別に定める。

5. 合理的配慮の手続き

別に定めた「修学にかかる合理的配慮 手続きの流れ」のとおり。

6. その他

- (1) 合理的配慮について、ホームページ等において情報公開することとする。
- (2) 合理的配慮について理解促進を図るため、教職員に対して適宜研修を行う。
- (3) 本基本方針は必要に応じて、適宜見直しを行う。